

## 教師の質が問題なのではない

子供達の学力低下が憂慮されている。実は昭和五十年代の学習指導要領改訂により、指導内容は二割から三割程度に削減された。平成十四年、さらにこれが三割程度削減された。結局学習内容は半分くらいまで減らされてしまった。結局学習内容は半分くらいまで減らされてしまった。これで学力のつく筈がない。責任を教師の質に転嫁してもらっては困るのである。

学校教育法十一条は、教師は「体罰を加えることはできない」と定めるが、何が体罰に当たるかは明定していない。

終戦当時アメリカ占領軍は、白人列強に、史上初めて強烈なパンチを加えた極東の、この危険民族を、軍事的だけでなく精神的にも武装解除しようと試みた。そこで彼らは、それまでの我が国教育が、鉄拳制裁に明け暮れていたかのような虚報をばらまいた。かくして「教育的有形力の行使」はすべて否定され、尻をぽんと叩いたら「ああ、体罰だあ」などと口走る小学生が出現するに至ったのである。「子供は教育の主体であって客体ではない」というデューイの思想が、発達段階を無視して強調された。そもそも母の乳房にすがる赤子は、いかにして「教育の主体」たり得るのか。小学校三年生くらいまでは、「殺すな、盗むな、嘘をつくな」と言った根源的価値を「一方的に」「問答無用で」たたき込んでいくべき発達段階にある。しかるに戦後教育は、子供の内面からひとりで芽生えるものに過大な期待を寄せ、教え込んでいくことにアレルギー的警戒心を抱かせた。かくして教師はすっかり萎縮してしまい、その存在感は紙よりも薄くなってしまったのである。

こんな教育行政、教育理念の下で、我が国の教育は荒廃の一途をたどった。まあ、教師を縄でぐるぐる巻きにしてプールに放り込み「泳げ、泳げ」と言うに等しい。そして彼らは、「何、泳げない？それはお前達教師の質が低いからだ」などと金切り声を上げるのである。かくして未成熟な「体罰肯定論」や「教員免許更新制論」などが弄ばれている。問題は教師の質にあるのではない。我が国の教育は、まさに一貫して文部行政によって荒廃の一途をたどらされた。このあたりを、歴代の文部大臣には、じっくり内省してもらわなければならぬまい。

(平成 19 年 3 月 1 日付 漁火新聞)